

## 落札者決定基準

### (1) 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の各要件ア及びイに該当する者のうち、技術点と価格点の合計である「総合評価点」が最も高い者とする。

ただし、最高得点者が2社以上あるときは、入札執行事務に関係ない当財団職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術点の評価で無効となっていないこと。

無効は以下のとおりとする。

(ア) 総得点が「0点」の場合

(イ) 提出が必須とされた資料を未提出の場合

(ウ) 技術点の評価するために提出された資料及び様式の内容に虚偽及び捏造が確認された場合

### (2) 技術点及び価格点の得点配分

300点を満点とする。得点配分は、技術点を200点、価格点を100点とする。

### (3) 技術点及び価格点の算出方法

技術点は、応募者から提出された提案書をもとに、別途定める評価基準により、技術審査委員会が評価、採点する。評価項目については実施要領を参照のこと。

価格点は、その入札価格に応じ、点数化する。点数化の方法は、次に示す方法による。

「価格点=満点の価格点－(入札価格／予定価格)×満点の価格点」

算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。